



# 人件費圧縮と労務管理

月間変形労働時間制の導入と効果的なシフト運用



株式会社アコモ ストラテジック マネジメント

こんな問題を抱えていませんか？

- ◆時間固定された業務内容ではなく「お客様次第」で労働時間が激しく変化する。
- ◆始業・終業時間が確定しづらい。
- ◆莫大な残業代を計上している。
- ◆サービス残業が常態化し、スタッフに負担を強いている。



月間変形労働時間制が実現するNO残業

#### 労働時間を月・年単位で計算する制度

変形労働制ですが、簡単に言うと、労働時間を1日単位ではなく、月・年単位で計算することです。通常は法定労働時間(1日8時間・週40時間)を超えた労働は直ちに時間外労働(残業)となり、月から土曜日まで毎日8時間で働いたとすると、週48時間労働として8時間の残業が発生します。

#### 繁忙期や閑散期で残業代を抑える効果がある

しかし、業種によっては隔週ごとに繁閑が発生する場合があります。第1週は48時間労働が必要であるが、第2週は32時間労働で足りるというケースもありえます。このように、忙しさ・仕事量の違う、いわゆる繁忙期・閑散期のある業界・職種は、変形労働時間制を積極的に取り入れることで、残業代コストを抑制する傾向にあります。

月間変形  
労働時間制

## 一連のルールと協定で雇用主と被雇用者はWIN・WIN

28日	160.0時間
29日	165.7時間
30日	171.4時間
31日	177.1時間

### 1ヶ月単位の変形労働時間制の場合

週の労働時間の平均が40時間を超えていないかと、所定労働時間の月の合計が左記の数値を超えていないかをチェックしていけばOK。具体的な条件を明示して被雇用者と労使契約する。

### 雇用主

- ◆基本的に残業は認めず、予定された人件費支出に抑えることができる。
- ◆時間当たりの生産性を上げ、効率の良いサービス提供を実現する。
- ◆厳格なシフト管理で労働計画が向上。

### スタッフ

- ◆1日8時間労働を目安に労働し、自分の時間を確保できる。
- ◆1時間当たりの労働単価が向上する。
- ◆シフト告知により、休日計画が立て易くなる。

上記を実現するために必要な3つのメソッド

- ①就業規則の書換
- ②2つのシフトによる労働時間管理
- ③シフト管理者の選任

## 月間変形 労働時間制

## 就業規則の再設定は既存の規則を少し書き換えればOK

就 業 規 則

株式会社 ○○○○

平成○○年○月○日作成  
平成○○年○月○日届出

就業規則は既に提出されているものを変更していけばOK。その他、下記の規則を設定する必要があります。

- ①就業規則
- ②パート就業規則
- ③賃金規定

また、衛生委員会議事録や医師の面接指導にかかる申出書など必要な申請書の準備も必要です。

ここで明記していく労働条件は具体的に記していく必要があります。

- ①一日の労働時間について
- ②月間の総労働時間について
- ③月の休暇設定について

就業規則  
の書換

# 独自シフト表による労働時間と休暇管理 ～A旅館の例～

## 労務管理ユニットの導入

①【月間シフト】出勤・欠勤のみ記載されているシフト表の作成

給与締め日から起算して10～15日前までに掲示することによって従業員の休暇計画が立つ。

月間シフト		○・・・出勤日 X・・・公休日										
3/26～4/25		3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
朝		84	168	201	182	41	40	140	32	32	7	10
昼		8	124	126	141	5	20	12	2	0	0	18
夕		168	201	182	41	40	140	32	32	7	10	46
フロント計		0	0	0	X	0	0	0	0	0	0	X
予約計		0	0	0	X	0	0	0	X	X	X	0
ナイト・運転計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設備計		X							X			X
仲居計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PM					X			X	X	X	X	X
予約				X	X			X	X	X	X	X
仲居計		3	3	3	0	0	3	0	0	0	0	0
仲居計		2	4	4	3	0	2	2	0	1	2	0
売店計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夜仲居計		3	3	3	0	0	3	0	0	0	0	0
昼仲居計		2	4	4	3	0	2	2	0	1	2	0

②【月間詳細シフト】1日の職務内容とそれに係る時間を示した詳細シフトの作成。



1日の労働時間（1日8時間労働に縛られない）及び具体的な職務内容と人員配置、休憩時間を当日から起算して3日前までに告知する。指定した労働時間内に終業させるよう管理が必要。

		3月5日月曜日										宿泊 14組 80名										日曜 1組 4名														
総スタッフ数		3	3	4	5	7	7	7	6	5	5	3	3	4	4	8	8	9	9	7	7	6	4	3	3	3	2	2	3	3	3	2	2	0	0	
予約		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00																	
出	従業員A			e	e	e	e	e	e	e	e																									
出	従業員B		d	d		d	d																													
出	従業員C																																			
出	従業員D																																			
出	従業員E																																			
出	従業員F																																			
出	従業員G																																			
出	従業員H																																			
出	予約計	1	1	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	4	4	5	4	4	4	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	



上記で作成したシフト表は自動的に集計され給与算定が安易に行える。

		69														
予約		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
従業員A		9.0	9.0	9.0	0.0	0.0	0.0	8.0	9.0	0.0	8.5	7.0	9.0	10.5	8.0	10.0
従業員B		10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	9.0	10.0	9.0	10.0	0.0	10.0	10.0	10.0
従業員C		0.0	10.0	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0	10.0	0.0	12.0	10.0	0.0	9.0	9.0
従業員D		9.0	8.0	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	0.0	8.0	8.0	8.0	7.0	5.0	8.0
従業員E		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
従業員F		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
従業員G		8.0	9.5	8.0	0.0	0.0	0.0	8.0	8.0	0.0	9.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
従業員H		0.0	8.0	8.0	0.0	0.0	0.0	7.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	10.0	7.0	8.0

2つのシフト

※本ユニットはエクセルで作成されているため、カスタマイズ度が高くなっています。

## 全ては運用管理から始まる。

### ◆的確な運用

本ユニットを使用しただけでは人件費圧縮と労働環境の改善はできません。就業規則を理解し、本ユニットを的確に運用することによってそれは実現します。

### ◆管理者の育成と選任

シフト作成者は選任すべきです。不特定多数に係ることにより、私情や優遇などにより歪な計画・シフト作成時間が増加します。月間変形労働時間制を理解させ、何をもって人件費圧縮及び労働環境の改善を図るのか？まずは運用管理していく専任スタッフを育成しましょう。

## 導入・運用・管理 をサポートします。

### 運用 管理

1設定50,000円～

#### ◆就業規則の再設定

基準法に基づいた就業規則を（月間変形労働時間制）に合わせた内容に書換再設定を行います。

70,000円～

#### ◆ユニット導入（初期設定）

再設定した就業規則に基づく労務管理を実現するため管理ユニットを貴社に合わせた内容に設定しお渡しいたします。

1か月  
30,000円～

#### ◆管理・運用レクチャー

運用管理者の育成をサポートします。実際に面談しユニットの活用方法や現場実践を行います。※出張費用は貴社負担となります。

1回  
30,000円～

#### ◆労働基準監督署対応

就業規則の提出及び説明をサポートします。当社専任の社労士を同行させることも可能です。※出張費用は貴社負担となります。